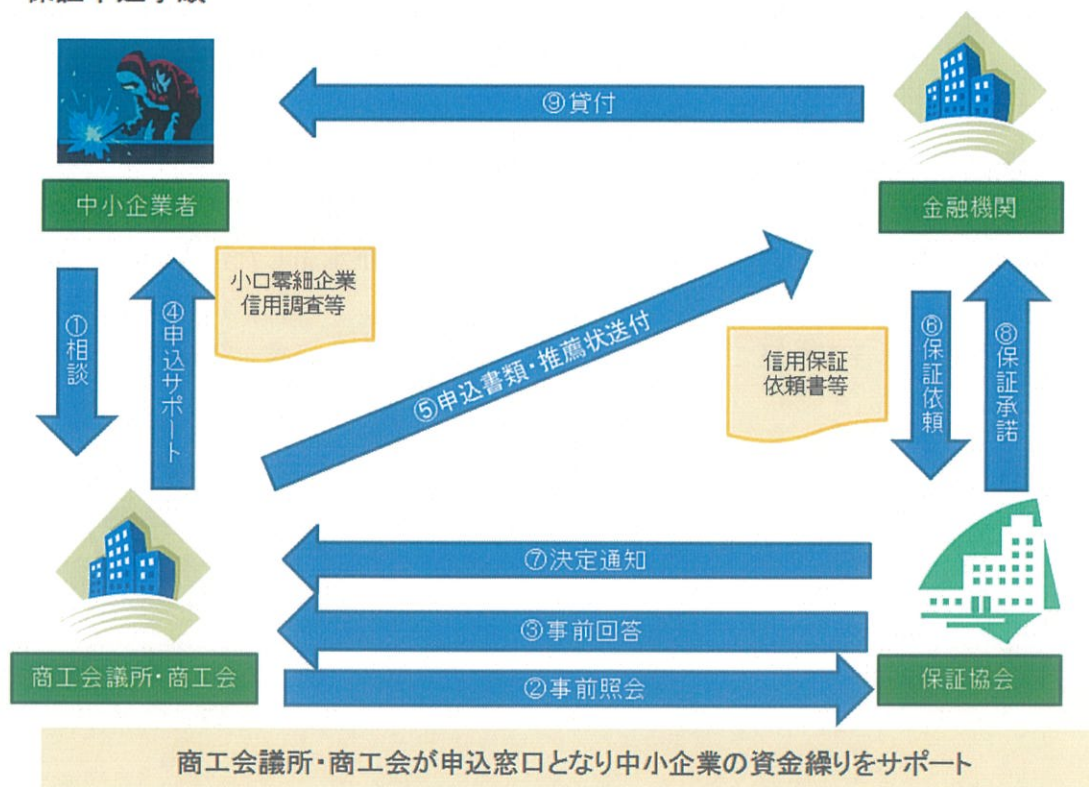


【小規模企業者支援資金 斡旋保証の取扱いについて】
 (商工会議所・商工会 特別枠)

保証申込手順



1. 相談 ～ 2. 事前照会・資料送付 ～ 3. 回答

- ①：商工会議所・商工会は、事業者から奈良県制度・小規模企業者支援資金の相談を受けた場合、融資取扱いの妥当性と下記、資格要件に合致しているか確認します。
 ≪資格要件≫
 常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は5人）以下の小規模事業者であって、商工会議所・商工会の指導員による経営指導を6ヵ月以上受けている方。
- ②：商工会議所・商工会は、小規模企業者に個人情報に関する第三者提供（取得）の内容説明を行い、保証協会所定「個人情報の取扱いに関する同意書」を徴求し、小規模企業者から聞き取った借入申込内容を事前相談シートに記載し、保証協会に決算書2期分（個人の場合は確定申告書2期分）と共に送付します（FAX可）。
- ③：保証協会は、信用保証承諾の見込み及び適用される保証料率等を、商工会議所・商工会にFAXで回答します。

4. 申込サポート ～ 5. 貸付申込（必要書類送付）

- ④：商工会議所・商工会は、小規模企業者の信用保証委託申込書など書類の記載をサポートします。
- ⑤：商工会議所・商工会は、金融機関に推薦書、事前相談シート（回答書）、信用保証委託申込書等を提出し、貸付の申込みをします。

6. 保証依頼 ～ 7. 決定通知発送 ～ 8. 保証承諾

- ⑥：金融機関は、信用保証委託申込書、信用保証依頼書などの申込書類を保証協会に提出します。
- ⑦：保証協会は、審査を経て、商工会議所・商工会に保証承諾した旨を別途書面でお知らせします。
- ⑧：保証協会は、審査を経て、保証決定を証するため信用保証書を金融機関に送付します。

9. 貸付

- ⑨：金融機関は、信用保証書に基づき小規模企業者に貸付を行います。